

仙台市廃棄物処理施設設置等調整委員会設置要綱

(平成11年3月30日市長決裁)

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条の2第3項、（法第9条第2項において準用する場合を含む。以下同じ）及び法第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。以下同じ）の規定による環境省令で定める事項その他専門的な事項について、生活環境の保全の見地からの意見の聴取をし、又は調査審議させるため仙台市廃棄物処理施設設置等調整委員会（以下「調整委員会」という。）の設置に関し必要事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調整委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第8条の2第3項の規定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第4条の3及び法第15条の2第3項の規定による省令第12条の3に規定する事項に係る生活環境の保全の見地からの意見の提出
- (2) 法第8条第6項及び法第15条第6項の規定による利害関係を有する者の範囲に関する事項
- (3) 仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年仙台市告示第377号）第18条第2項の意見の提出
- (4) 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 調整委員会は委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 調整委員会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、調整委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 調整委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 調整委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 調整委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見を述べさせ、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年11月18日から実施する。

附 則（平成24年 3 月30日改正）

（実施期日）

この改正は、平成24年 4 月 1 日から実施する。